

# 分権ダイアリー

DECENTRALIZATION DIARY

第30号 (平成20年3月)

発行：大阪府・市町村分権協議会

編集：分権協事務局分権ダイアリー編集担当  
(大阪府総務部市町村課行政G)

## 大阪府・市町村分権協議会

### (1) 平成19年度委員の市町村名

池田市・富田林市・河内長野市・箕面市・門真市・泉南市・交野市・阪南市・熊取町・豊能町・千早赤阪村

### (2) 開催状況

#### ①平成19年7月2日(月)開催

内容：協議方式による事務移譲について

(「大阪府食の安全安心推進条例に基づく食品等の自主回収報告に係る受理等」の事務等)

これまでの取組について

今後の事務移譲の進め方について

#### ②平成19年11月28日(水)開催

内容：協議方式による事務移譲について

(「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例に基づく農業経営計画の認定申請の受理等」の事務等)

パッケージ移譲の進め方について

地方分権改革推進委員会の取組み状況について

(「中間的な取りまとめ」の概要説明)

### (3) パッケージ方式の移譲状況と今後の進め方について

関連する事務を一括して移譲する「パッケージ方式」が平成18年8月から導入され、これまで8パッケージ(28法令179条項)を延べ173市町村に移譲しました。

平成19年11月の分権協議会では、今後の方針として、市町村の規模別に概ね相応しいパッケージを選定し、個々の市町村において積極的に検討することが決定されました。

(規模別に相応しいとされたパッケージ)

政令市・中核市 ①住民との協働 ②暮らしの安心

特例市・市 ①老人福祉Ⅲ ②住民との協働・老人福祉Ⅱ ③暮らしの安心・子育て応援

町村 ①暮らしの安心 ②老人福祉Ⅱ・Ⅲ ③住民との協働

パッケージ名	主な事務の名称	移譲対象	移譲状況※
「住民との協働」	特定非営利法人の設立の認証等	全市町村	未移譲
「消費生活」	家庭用品の品質表示に係る調査・指示等	全市町村	全市町村
「暮らしの安心」	電気用品販売事業場への立入検査等	全市町村	2市
「子育て応援」	児童福祉施設(保育所)の設置認可等	特例市、市、町村	未移譲
「障害者支援」	身体障害者手帳の再交付等	特例市、市、町村	全市町村
「老人福祉Ⅰ」	介護老人保健施設の許可等	政令市、中核市	1市
「老人福祉Ⅱ」	有料老人ホーム設置の届出受理等	特例市、市、町村	1市
「老人福祉Ⅲ」	地域密着型特別養護老人ホームの設置認可等	特例市、市、町村	4市町
「産業振興Ⅰ」	大規模小売店舗新設届出の受理等	中核市、特例市、市、町村	未移譲
「産業振興Ⅱ」	商工会議所・商工会の定款変更の認可等	全市町村	全市町村
「鳥獣保護等」	鳥獣の登録・捕獲許可等	全市町村	42市町村
「環境保護Ⅰ」	特定化学物質の排出量等の届出受理等	政令市、中核市、特例市	未移譲
「環境保護Ⅱ」	悪臭原因物の排出規制地域の指定等	市、町村	未移譲
「都市計画」	都市計画法に基づく測量の際の試掘許可等	市、町村	未移譲
「国土利用計画」	国土利用計画法に基づく事後届出の受理等	中核市、特例市、市、町村	未移譲
「街づくりⅠ」	土地区画整理促進地域における新築許可等	市、町村	未移譲
「街づくりⅡ」	マンション建替え合意者による組合設立認可等	市、町村	未移譲
「街づくりⅢ」	土地区画整理組合の設立認可等	市、町村	未移譲
「街づくりⅣ」	優良住宅の認定・開発行為の許可等	市、町村	未移譲

※移譲対象市町村全てに移譲されている場合は全市町村と表示しています

## 移譲事務説明会の開催

事務移譲に際して、事務の内容・手順等を示したマニュアルの作成・配布や説明会の開催等を行っています。平成19年12月に開催した「住民との協働」パッケージについての説明会(写真)には、各市町村から81名の参加がありました。今後も、必要に応じて説明会を開催するなどきめ細かな支援を行っていきます。



## 地方分権改革推進委員会の動き

「地方分権改革推進法」が平成18年12月に可決され、平成19年4月に施行されました。これを受けて内閣府に「地方分権改革推進委員会」が設置されています。

この委員会は、同法に基づき、内閣総理大臣から任命された7名の委員で組織され、内閣総理大臣に対し、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を勧告すること及び必要に応じて地方分権改革の推進に関する重要事項について意見を述べるという2つの役割を担っています。

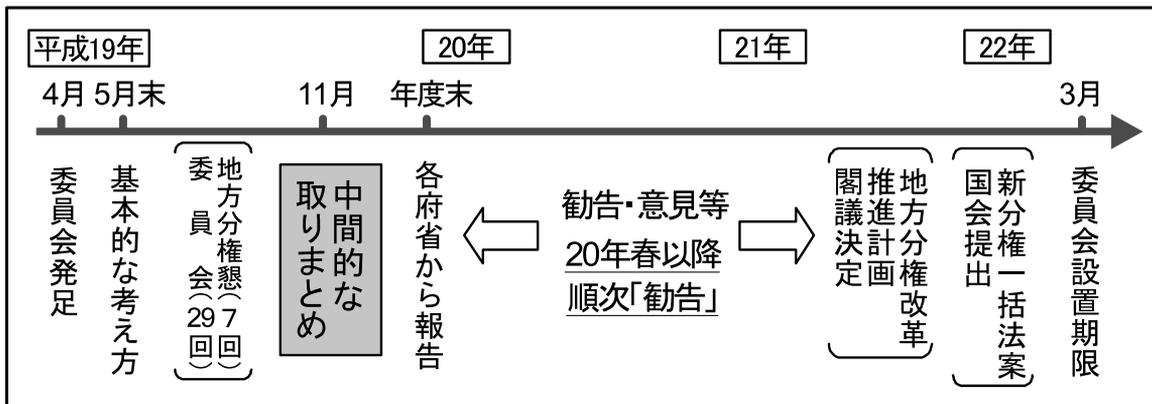
同委員会の開催は、既に33回を数え（平成20年1月30日現在）、これまで、平成19年5月には「基本的な考え方」が、平成19年11月には「中間的な取りまとめ」が示されました。この他にも、全国各地で地方分権懇談会等が開催されています。

今後も、地方分権改革において取り組むべき課題について、さらに議論を深め、今春以降、政府に対し、順次勧告がなされる予定です。政府はこれを受け、地方分権改革推進計画を作成の上、平成21年度中に関係法令をまとめて改正する新地方分権一括法案を国会に提出する方針です。

### 【委員会のホームページ】

<http://www.cao.go.jp/bunken-kaikaku/iinkai/iinkai-index.html>

### 【今後の流れ】



### 【市町村への権限移譲の法制化の推進】

「基本的な考え方」には都道府県からの移譲も含めた基礎自治体への権限移譲の推進が盛り込まれており、「中間的な取りまとめ」においても、都道府県から市町村への権限移譲の法制化の推進という考えが示されました。その内容は、条例による事務処理の特例制度の活用実績を積極的に評価し、複数の都道府県において、小規模な市町村も含め移譲がなされている事務については、本来市町村の事務として位置づけられるべきものとして、法令上制度化することを検討するとしています。

【「中間的な取りまとめ」中、都道府県から市町村への権限移譲関係の抜粋と工程表】

3(2)「地方が主役の国づくり」に向けた取組み  
(行政の総合性の確保)

国と地方、広域自治体と基礎自治体の役割分担において、**基礎自治体に事務事業を優先的に配分すること**は、**地方分権改革の基本原則**である。この「**基礎自治体優先**」の基本原則のもとで、基礎自治体が地域における総合行政を担い、地域が自ら行政サービスの範囲と内容、提供方法を決定し、縦割りで使い勝手の悪い分断された行政サービスの体系を住民ニーズに合わせて柔軟に変更・統合することができる仕組みづくりが必要である。このような仕組みにより、地方政府が担う行政の総合性を実質的に確保することが重要である。

**規模や地理的条件等の事情が異なる個々の地方自治体が、地域の行政を総合的に実施する役割を担うことができるよう「自立と連帯」の基本原則にしたがい、コミュニティやパートナーシップの活用、民間化なども含めた自らの体制強化、合併、広域連合の形成、広域自治体への委託など総合性を担保するための手段を自主的に選択することが重要であり、そのための制度の充実をはかる必要がある。**

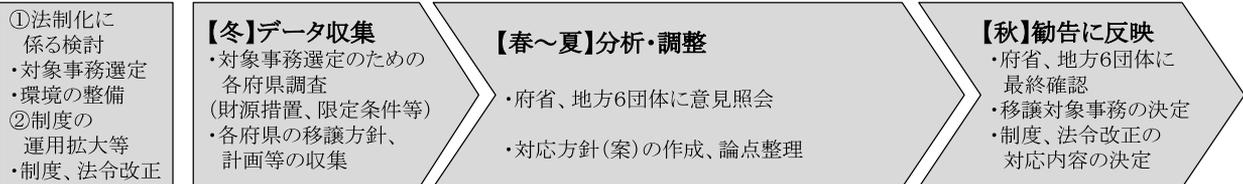
4(1) 法制的な仕組みの見直し等

③ 都道府県から市町村への権限移譲の法制化の推進

都道府県と市町村の「協議」によって進められるこれらの権限移譲は、住民の利便性の向上、住民の意向の的確な反映、地域の活性化等の観点から、大いに評価すべきである。引き続き活用され、都道府県と市町村の創意工夫が発揮されることを期待する。

また、この制度により、**複数の都道府県において、小規模な市町村も含め移譲がなされている事務**は相当数に及んでいる。このような事務は、**いずれの地域にとっても、本来市町村の事務として位置付けられるべきもの**と考えられ、基礎自治体優先の原則にもとづき、**市町村の事務として法令上制度化することを検討する必要がある。**

【H20冬～秋：都道府県から市町村への権限移譲の推進に係る取組み工程表】(地方分権改革推進委員会(案))



平成20年4月移譲事務決定

大阪版地方分権推進制度に基づき平成20年4月に行う事務移譲は、19事務・197市町村に決定しました。具体的な移譲事務名、移譲先市町村は下記のとおりです。

大阪版地方分権推進制度に基づく平成20年4月移譲事務

〔パッケージ移譲(申出方式)〕

事務数	移譲事務名		移譲先市町村名
1	「暮らしの安心」 パッケージ	電気用品販売事業場の立入検査等	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、寝屋川市、和泉市、門真市、高石市、阪南市、豊能町、忠岡町、熊取町、岬町、太子町、河南町 (堺市には平成10年、枚方市には平成19年に移譲済)
2		ガス用品販売事業場の立入検査等	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、寝屋川市、和泉市、門真市、高石市、阪南市、豊能町、忠岡町、熊取町、岬町、太子町、河南町 (堺市には平成10年、枚方市には平成19年に移譲済)
3	「(注) 「老人福祉Ⅱ」 パッケージ	有料老人ホーム設置の届出の受理等 (政令市、中核市は「老人福祉Ⅰ」パッケージにより移譲対象としている事務)	大東市、岬町 (枚方市には平成19年に移譲済)
4		社会福祉事業(老人福祉センターを経営する事業)開始の届出の受理等 (政令市、中核市は法令上移譲済)	大東市、岬町 (枚方市には平成19年に移譲済)
5	「老人福祉Ⅲ」 パッケージ	地域密着型特別養護老人ホームの設置認可等(29人以下の施設対象) (政令市、中核市は法令上移譲済)	岸和田市、富田林市、大東市、岬町 (吹田市、枚方市、摂津市、田尻町には平成19年に移譲済)
6	「鳥獣保護等」 パッケージ	鳥獣の飼養の登録事務等	大阪市 (他の市町村には平成19年に移譲済)
7		鳥獣の捕獲等の許可等	大阪市 (他の市町村には平成19年に移譲済)

〔個別移譲(申出方式)〕

8	薬局開設許可及び監視指導等 (薬事法の権限の一部が法令上移譲されている市(保健所政令市)を移譲対象としている事務)	大阪市
9	薬局製造販売医薬品の製造販売業・製造業の許可及び監視指導等 (薬事法の権限の一部が法令上移譲されている市(保健所政令市)を移譲対象としている事務)	大阪市
10	薬種商販売業許可及び監視指導等 (薬事法の権限の一部が法令上移譲されている市(保健所政令市)を移譲対象としている事務)	大阪市
11	大気汚染防止法に基づく工場を除く事業場に係る揮発性有機化合物(VOC)の排出規制	豊中市、吹田市、枚方市、八尾市
12	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく燃料用ガソリンの移送時における揮発性有機化合物(VOC)抑制対策に係る措置命令等 (ガソリンスタンドの規制事務を移譲している市を移譲対象としている事務)	大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市
13	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく化学物質の適正管理に係る緊急事態発生時の措置等 (大気・水質等の環境法令の事故時の措置等が法令上移譲されている市を移譲対象としている事務)	大阪市、堺市
14	市町村が管理する道路に供用されている府有地に係る地方自治法に基づく境界確定	大阪市 (堺市には平成18年に移譲済)

〔個別移譲(協議方式)〕

15	大阪府食の安全安心推進条例に基づく食品等の自主回収報告に係る受理等 (食品衛生法が法令上移譲されている市(保健所政令市)を移譲対象としている事務)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市
16	大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例に基づく農業経営計画の認定申請の受理等	全市町村
17	大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例に基づく農地の利用に関する意向確認等 (対象となる遊休農地を存する市町村を移譲対象としている事務)	堺市、岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
18	都市計画法に基づく開発許可等に関する現地の状況調査 (政令市、中核市、特例市は法令上移譲済)	池田市、泉大津市、貝塚市、守口市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
19	宅地造成等規制法に基づく宅造許可等に関する現地の状況調査 (政令市、中核市、特例市は法令上移譲済) (宅地造成規制区域を存する市町村を移譲対象としている事務)	池田市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

(注)移譲を希望する市町村が、「29人以下の施設(枚方市)」もしくは「地域密着型特定施設(大東市、岬町)」のみを対象とする限定条件を選択

【参考:平成19年度途中に移譲した事務—平成19年4月移譲事務は、自治大阪19年3月号参照】

- ※ 平成19年10月に「温泉掘削許可等の承継の許可申請の受理」の事務を4市(大阪市、堺市、高槻市、東大阪市)に移譲【協議方式】
- ※ 平成19年11月に「建築基準法に基づく開発整備促進区内における用途制限の緩和の認定に関する現地の状況調査」の事務を26市町村(泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、大東市、柏原市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村)に移譲【協議方式】
- ※ 平成19年11月に「都市計画法に基づく開発の協議」の事務を5市(池田市、守口市、和泉市、羽曳野市、門真市)に移譲【協議方式】